

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年2月8日(水)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榎永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中4名が欠席)

2番 津田 征士郎	16番 嶋村 鎮雄	20番 園田 操
28番 榎永 築		

午後3時00分 開会

事務局

皆様、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中45名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

皆様、こんにちは。

本日は、皆様方、大変お忙しい中に多くの方がご出席いただきまし

て、本当にありがとうございます。

また、2月になりまして、平成28年度の総会も、きょうの総会を入れますとあと2回だけとなりました。29年度の調整の推進の準備など大変お忙しいかと思いますが、まだまだこれからも寒い日が続きますので、皆様方には風邪などを引かれないように注意していただきたいと思います。

それでは、本日の議案は、農地法に基づく許可申請や、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画などの審議が、主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には47番の米村昌昭委員と48番の山田博幸委員を、書記に事務局の高取裕子主任主事を指名いたします。よろしくをお願いします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第7号議案、納税猶予に関する適格証明願まで、7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

すみません、訂正がありますのでよろしく願いいたします。

まずは、目次のほうからお願いいたします。第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらのほうで1件取り下げがっておりますので、目次の第4号議案、今、8件と表示されております第5条の規定に基づく許可申請、こちら7件と訂正をお願いいたします。これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、89と書いてありますところを88と訂正方をお願いいたします。

次に、個別のものに入っていきます。10ページになります。10ページの3番、農地区分ですけれども、こちら今「2種農地」と表記しておりますところを、こちらを「1種」と訂正方お願いします。

次に、12ページになります。1番ですけれども、こちらが先ほど申し上げました取り下げの案件になっておりますので、斜線等で削除等をお願いいたします。

訂正については以上です。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、38件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連です。1番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稲、里芋、唐芋、ジャガイモを作付されます。2番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地に賃貸借権を設定する申請です。申請地には許可後は水稲、里芋、唐芋、ジャガイモを作付されます。

3番から5番までは関連で、3番、4番、5番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稲、ネギを栽培されるということです。

6番の譲受人は、東区佐土原一丁目にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後はサラダハウレンソウを栽培されるということです。

以上、1番から6番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

9番から11番までは関連で、経営拡張のための申請で、9番は所有権移転の申請、10番と11番は賃借権設定の申請です。申請人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、トマトを作付される計画です。

以上5件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、7番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、12番ですが、申請人が議席番号39番の橋本委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。橋本委員には、12番の審議終了まで議場から退室していただきます。橋本委員、よろしくお願ひします。

（橋本委員 退室）

議長 　　それでは、12番、よろしくお願ひいたします。

38番 田上正富委員

それでは、引き続いて12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、おいへの贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、12について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、橋本委員、入室をお願いします。
(橋本委員 入室)

議 長 続きまして、13番、お願いいたします。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

13番から15番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、おじより遺言書により遺贈されました。申請地にはミカンをつくられる予定です。

14番は、おいへ贈与される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

15番は、経営移譲年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上3件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、13番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

16番と17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

17番は、賃借している農地の所有権を取得する申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当である

との協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、16番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

18番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲とトマトを栽培されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

19番は、経営拡張のため使用賃借権設定の申請です。借り人は水稲とジャガイモを栽培されており、許可後も水稲、ジャガイモをつくられる予定です。

20番から22番は関連で、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は水稲とトマトを作付されており、許可後は水稲とトマトをつくられる予定です。

23番は、弟へ贈与のため所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、18番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

24番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲とメロンを作付されており、許可後は水稲とメロンをつくられる予定です。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ニンニクを栽培されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

26番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦を作付されており、許可後は水稲、麦をつくられる予定です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま、24番から26番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、27番の申請人が議席番号11番の山田委員ご本人になっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。山田委員は、27番の審議終了まで議場から退室していただきます。山田委員、よろしくお願いします。

（山田委員 退室）

議長 　　それでは、27番、よろしくお願いいたします。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

27番につきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

先日の地区委員会で協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま、27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、山田委員、入室をお願いします。
(山田委員 入室)

議 長 それでは次に、28番。

14番 山口謙藏委員

続いて、28番から31番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

28番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻をつくっており、許可後は水稻を作付される予定です。

29番から31番は関連で、農地所有適格法人設立のための所有権移転の申請です。譲受人の法人は、宇土市で既に耕作されており、認定農業者の登録を受けており、申請地にはジャガイモを作付される予定です。熊本市での権利取得が初めてのため、先日の地区委員会で聞き取り調査を行い、営農計画等、何ら問題ないことを確認しました。

以上4件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、28番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議がないということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、32番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

32番から37番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、後継者への経営移譲のための賃貸借による権利設定の申請でございます。許可後はミカンを作付される予定です。

33番は、経営拡張のための所有権移転及び持ち分の所有権移転の申請です。許可後は水稻とソルゴーを作付される予定です。

34番と35番は関連でございます。所有権移転と賃貸借による権利設定の申請です。許可後はハウレンソウとパクチーを作付される予定です。

36番は、独立就農のための使用貸借による権利設定の申請でございます。許可後はアスパラ、ズッキーニ、レタス、ソラマメ、ニラ等を作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

37番は、いところへの贈与による所有権移転の申請です。許可後はレイシを作付される予定です。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、32番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、38番ですが、申請人が議席番号19番の村上委員ご本人になっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。村上委員には、38番の審議終了まで議場から退室していただきます。村上委員、よろしく願いいたします。

（村上委員 退室）

議長 　　それでは、38番、お願いいたします。

34番 谷口憲治委員

38番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

38番は、独立就農のための使用貸借による権利設定の申請でございます。許可後は露地野菜、トマト、柿、クリを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

以上1件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、38番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、村上委員、入室をお願いします。
(村上委員 入室)

議 長 続きまして、第2号議案、公売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

37番 角居登委員

37番委員、角居です。

1番につきましては、中無田町字田中の田1筆の公売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成29年2月7日から平成29年2月21日までです。地区委員会での協議状況を報告いたします。願出人は主に水稻、麦を栽培されており、申請地には水稻、麦をつくられる予定です。

先日、地区委員会で聞き取り調査及び協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、買い受け者として適格であると判断しました。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり適格者であることを決定いたします。
なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が公売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準

に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

まずは1番ですが、申請人が議席番号16番の嶋村委員ご本人になっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができませんが、本日は欠席されております。それでは、1番、説明をお願いいたします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業資材置き場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地です。土地利用計画は、トラクター、田植え機、代かきローダーを収納する機械ハウス、堆肥置き場、もみ殻置き場などを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。工事完了は平成29年8月15日までを予定されています。許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

37番 角居登委員

37番委員。

2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、太陽光発電設備のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積915㎡に太陽光パネル192枚、出力が56.64kwで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成29年3月1日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業などの施行区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、普通車20台分と転回スペースで妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年2月10日から平成29年2月28日までで、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

4番から5番につきまして、地区委員会で協議結果を報告いたします。

4番は、通路のための転用許可申請です。自宅への通路として必要なため転用申請するものであります。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、一部転用の118㎡で、自宅への通路として妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ず通路として使用したことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、5番ですが、申請人が議席番号14番の山口委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員には、5番の審議終了まで議場から退室していただきます。山口委員、よろしくお願いいたします。

（山口委員 退室）

議長 　　それでは、5番、よろしくお願いいたします。

15番 松原信博委員

次に、5番です。農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積72㎡の農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。ただ、建てかえに伴い転用許可を得ていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。工事期間は平成29年2月20日から平成29年8月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、先日の委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、山口委員に入室をお願いします。
(山口委員 入室)

議 長 続きます、6番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、農家住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため例外規定に該当すると判断されます。申請地は、転用許可が必要と知らず、以前より農機具置き場として使用してきたことを、反省している旨の始末書が添付されております。事業計画は、木造2階建て農家住宅1棟の建築を計画されており、転用面積としては適当と思われれます。資金証明、排水同意など必要書類は添付され、周辺農地との調整も済み、被害防除等、問題ありません。工期は許可後から平成29年6月25日を計画されており、問題ないものと思われれます。

以上1件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きます、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。1番は取り下げになっております。
それでは、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、コンビニエンスストアなどを営む法人が、農地に賃貸借権を設定しコンビニエンスストアに転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域にある第2種農地であると判断されます。土地利用計画は、他地目1, 447.57㎡を合わせた総事業面積1, 763.57㎡に、鉄骨平屋建て店舗1棟、スチール製物置、緑地、駐車場19台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものとして判断されました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除などに問題はありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年5月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、幼保連携型認定こども園等を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し園庭へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地です。土地利用計画は、近接し申請者が運営する幼保連携型認定こども園の保育所園庭として利用される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題ありません。工事完了は平成29年3月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番と5番は関連で、申請人は建築工事業などを営む法人で、建て売り住宅建設のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積864㎡に他地目167.66㎡を合わせた総事業面積1,031.66㎡で、建て売り住宅4棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年3月10日から平成29年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

6番と7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、所有権移転による建て売り住宅及び公衆用道路建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅4棟と公衆用道路で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年4月30日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積89.61㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年3月1日から平成29年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、6番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積138.21㎡、個人住宅1棟を建設される予定です。妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害

防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。ただし、4年ほど前に整地をした際、砂利を敷いて無断転用したことについて、始末書の提出がっております。工事計画は、平成29年3月1日から平成29年12月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細15ページの1番から16ページの7番までの合計7件で、1番から3番までが公社からの買い取り、4番と5番が公社への売り渡し、6番と7番が相対による売買です。面積は、7件合わせまして、田2万909㎡、畑3,215㎡の、合計2万4,124㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの8番から25ページの22番までで、貸手13名、借手15名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が6件で、面積は15件合わせまして、田5万1,034㎡、畑1万2,802㎡の、合計6万3,836㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては飼料作物、水稻、施設野菜、露地野菜、果樹です。

次に、再設定分です。明細25ページの23番から29ページの27番までで、貸手5名、借手4名の件数5件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が1件で、面積は5件合わせまして、田1万52㎡、畑2万4,276㎡の、合計3万4,328㎡です。権

利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、果樹です。

続きまして、6号議案です。

30ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細31ページの1番から35ページの8番まで、貸手8名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が1件、10年以上が7件の、件数8件です。面積は8件合わせまして、田4万9,792㎡、畑369㎡の、合計5万161㎡です。権利の種類につきましては賃貸借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地6筆のうち1筆の82.5㎡については、農地以外の状態でありましたが、その他については農地として適正な管理、耕作が行われることを地元農業委員が確認しており、1筆を除く5筆については、先日の地区委員会において証明書の交付について協議、検討した結果、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いい

たします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　黄色い用紙に表記しております1番から10番まで項目がありまして、報告事項としまして1番から10番の項目があります。合計で109件の報告事項が上がっております。
以上です。

議長 　　次に、次第6のその他ですが、本日は何もありません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉　会　午後3時50分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年2月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 米 村 昌 昭

署名委員 山 田 博 幸

書 記 高 取 裕 子